

# 自分らしく 輝く かしはらプラン 改訂版

檜原市男女共同参画行動計画(第3次)改訂版

檜原市配偶者からの暴力及び被害者の保護等のための  
施策の実施に関する基本計画(第2次)改訂版

令和5年3月  
檜原市

## 目次

### 檀原市男女共同参画行動計画(第3次)改訂版

第1章 計画改訂にあたって	2
1 計画改訂の趣旨	2
2 計画をめぐる近年の動向	3
第2章 計画の内容	5
1 檀原市男女共同参画行動計画(第3次)の検証	5
2 計画の体系	7
3 施策の方向・具体的施策・主な事業	8
基本目標Ⅰ 男女共同参画を進めるための意識づくり	8
基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進による豊かな社会づくり	12
基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍促進	16
基本目標Ⅳ 男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり	19

### 檀原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための 施策の実施に関する基本計画(第2次)改訂版

第1章 計画の内容	24
-----------	----

### 資料

檀原市男女共同参画推進条例	31
男女共同参画社会基本法	34
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	38
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	46
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	54
男女共同参画に関する年表(2018年以降)	56

**檀原市  
男女共同参画行动计画  
（第3次）**

**改订版**

## 第1章 計画改訂にあたって

### 1 計画改訂の趣旨

本市では、2018年（平成30年）3月に「橿原市男女共同参画行動計画（第3次）」及び「橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画（第2次）」を策定し、男女共同参画の実現に向けた施策を推進してきました。

現計画の期間は2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）までの10か年です。但し男女共同参画に関する社会情勢の変化や本計画の進捗状況を考慮し、適切な施策の推進を図るため、5年後をめどに計画の見直しを行うこととしています。

今回の計画改訂では、社会情勢に対応した適切な施策を推進していくために、令和5年度から令和9年度までの5年間の「主な事業」及び数値目標を改めた、「橿原市男女共同参画行動計画（第3次）改訂版」及び「橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画（第2次）改訂版」を策定するものです。

2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	
<p>【10年間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 橿原市男女共同参画行動計画（第3次）</li> <li>● 橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画（第2次）</li> </ul>										
				<p>中間見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 橿原市男女共同参画行動計画（第3次）改訂版</li> <li>● 橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画（第2次）改訂版</li> </ul>					

## 2 計画をめぐる近年の動向

### (1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs) は、2015年 (平成27年) に国連において採択された、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための17の目標 (ゴール) と169のターゲットを定め、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、社会経済や環境をめぐる幅広い分野の課題に対して、総合的に取り組む国際社会全体の普遍的な目標です。

このSDGsでは、目標5において「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女兒のエンパワメントを図る」が掲げられています。

本市においても、目標5を中心に取り組みを進め、すべての人が互いに尊重し合い、その個性と能力が発揮できる、市民一人ひとりが性別に関わりなく個人として尊重される男女共同参画社会の実現を目指します。

#### SDGs 17の目標 (ゴール)



### (2) ジェンダー・ギャップ指数

日本は世界経済フォーラムが公表する男女格差を示す「ジェンダー・ギャップ指数2022」で、146か国中116位と著しく低くなっている状況です。経済・教育・健康・政治の分野のうち、政治と経済の指数が低く、女性の参画が課題であることが示唆され、政府は男女平等の遅れを認めています。

2022年6月に政府決定した「女性版骨太の方針2022」において、経済・政治分野については「女性の経済的自立」、「女性の登用目標達成」等、政府全体として今後の重点的に取り組むべき事項を定めています。

### (3) 国の「第5次男女共同参画基本計画」の策定

2020年12月に男女共同参画基本法に基づき、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定されました。

これからの男女共同参画に係る課題を、社会全体にとっては「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会への参画」として、個人にとっては、「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」と2つに要約しています。

国の第5次男女共同参画基本計画における政策編

<p>I あらゆる分野における女性の参画拡大</p>	<p>第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 第3分野 地域における男女共同参画の推進 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進</p>
<p>II 安全・安心な暮らしの実現</p>	<p>第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 第7分野 生涯を通じた健康支援 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進</p>
<p>III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備</p>	<p>第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</p>

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、男女共同参画の遅れが露呈することとなりました。女性に非正規雇用労働者が多く、宿泊・飲食サービス業に携わる人も多いため、就業者数の減少等深刻な影響を与えました。また、ひとり親世帯への影響も大きく、生活苦を訴える人が多くなっています。さらに女性の自殺者増や不安・ストレスからの配偶者等からの暴力(DV)の相談件数も増加しています。

(5) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行・改正

政治分野における男女共同参画を効率的かつ積極的に推進するため、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指し、2018年(平成30年)年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。

さらに、2021年(令和3年)6月には法改正が行われ、政党等がより積極的な取組を行うこととなるよう促進し、また、①環境整備、②セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメント等への対応、③実態調査、④人材の育成等の国や地方公共団体の施策の強化が盛り込まれました。

(6) 「男女でつくる幸せあふれる奈良県計画(第4次奈良県男女共同参画計画)」

奈良県では2021年(令和3年)3月、「男女でつくる幸せあふれる奈良県計画(第4次奈良県男女共同参画計画)」を策定しました。

この計画では、「ワーク・ライフ・シナジー」を「日常生活の充実と仕事の充実が互いに好影響を与えること」と定義し、この視点に立って、仕事でも、生活でも、誰もが自分らしく力を発揮し、幸せを感じられるように施策を推進することを目標にしています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大下における女性の負担増の状況を踏まえ、ウィズコロナ、アフターコロナの時代において、女性の活躍推進につながる「新しい働き方・暮らし方」を普及するとしています。

## 第2章 計画の内容

### 1 橿原市男女共同参画行動計画（第3次）の指標の検証及び 橿原市男女共同参画行動計画（第3次）改訂版の指標の設定

基本目標Ⅰ 男女共同参画を進めるための意識づくり

重点 施策	検証指標	計画策定時 (平成29年度)	(第3次) 目標値 (令和4年度)	現在値 (令和3年度)	計画目標値 (令和9年度)
(1)-4	男女共同参画に関する職員研修の参加人数	56人	100人	474人	100人
(2)-3	男性向け講座の参加人数	18人	30人	36人	30人
	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	女性 67.2% 男性 68.9%	100%	—	100%
	男女の地位の平等感 「社会全体で」平等であると答える人の割合	女性 7.1% 男性 14.0%	50.0%	—	50.0%
	市民や事業所、地域に対して男女共同参画に関する啓発の回数	1回以上/年	5回以上/年	0回	5回以上/年
	男女共同参画広場で開催する講座参加人数	302人	800人	292人	800人

基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

重点 施策	検証指標	計画策定時 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)	現在値 (令和3年度)	計画目標値 (令和9年度)
(3)-1	審議会等における女性の登用率	23.4%	30.0%	26.4%	30.0%
(3)-2	市職員の管理職に占める女性の割合	24.2%	27.0%	26.4%	27.0%
		【教職員を除く】 20.3%	【教職員を除く】 24.0%	【教職員を除く】 25.0%	【教職員を除く】 24.0%
(4)-4	女性リーダー養成講座参加人数	42人	80人	10人	80人
	女性のいない審議会等の割合	19.7%	0%(解消)	19.7%	0%(解消)
	校長・教頭職への女性の占める割合	17.8%	継続的に増加	31.1%	33.0%
	自治会の委員に占める女性委員の割合	13.0%	15.0%	14.2%	継続的に増加



基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍促進

重点 施策	検証指標	計画策定時 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)	現在値 (令和3年度)	計画目標値 (令和9年度)
(5)-1	就職支援事業参加人数	20人	80人	49人	80人
(6)-2	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という言葉の認知度	女性 51.2% 男性 56.8%	100%	—	100%
	市男性職員の育児休業取得率	30.8%	40.0%	41.2%	42.0%
	放課後児童健全育成事業の実施箇所数	27箇所 (全校区)	29箇所 (全校区)	27箇所 (全校区)	
	放課後児童クラブへの登録を希望する児童数に対する登録児童数率			98.9% (令和4年4月1日)	100%
	一時預かり事業の実施箇所数	6箇所	維持	7箇所	維持
	病児保育事業の実施箇所数	施設型1箇所	維持	2箇所	維持
	ファミリーサポートセンター事業の実施数	登録会員数 343名 活動件数 619件	登録会員数 390名 活動件数 719件	登録会員数 333名 活動件数 772件	登録会員数 340名 活動件数 750件

基本目標Ⅳ 男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり

重点 施策	検証指標	計画策定時 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)	現在値 (令和3年度)	計画目標値 (令和9年度)
(8)-2	「女性に対する暴力をなくす運動」期間における啓発回数	4回/年	5回/年	2回/年	5回/年
(9)-2	母子・父子自立支援プログラム策定人数	15人	20人	30人	20人
	子宮頸がん検診の受診率	(平成28年度) 22.5%	31.8%	17.4%	—
	乳がん検診の受診率	(平成28年度) 21.6%	30.4%	15.9%	—
	子どもや若者に向けた性感染症や望まない妊娠の回避、喫煙防止、薬物依存等に関する啓発回数	6校 1回/年 2校 2回/年	各小中学校 3回/年	小学校 1回/年 中学校 1回/年	各小中学校 3回/年
	DVという言葉の認知度	女性 90.5% 男性 88.6%	100%	—	100%



## 2 計画の体系

基本目標	施策の方向	具体的施策
I 男女共同参画を 意識づくり を進めるため	(1) 男女平等意識の浸透	1 男女平等・男女共同参画の考え方を浸透させるための広報・啓発活動の充実
		2 男女共同参画の視点での相談の充実
		3 男女共同参画推進にかかる現状分析と情報の収集提供
		4 市職員の男女共同参画意識の向上 <b>重点施策</b>
	(2) 男女共同参画を進めるための教育・学習の推進	1 学校・地域・家庭における男女平等や自立・職業意識を育む教育の推進
		2 多様な選択を可能にする学習機会の提供
3 男性のエンパワメント*支援 <b>重点施策</b>		
II 男女共同参画の 豊かな社会づくり の推進による	(3) 政策・方針決定の場への女性の参画の推進	1 市審議会等への女性の参画促進 <b>重点施策</b>
		2 市役所における政策・方針決定過程への女性の積極的登用 <b>女性活躍推進計画</b> <b>重点施策</b>
		3 事業所等における政策・方針決定過程への女性の参画促進 <b>女性活躍推進計画</b>
	(4) まちづくりにおける男女共同参画の推進	1 地域活動における男女共同参画の推進
		2 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進
		3 防災における男女共同参画の推進
		4 女性の地域活動・市民活動等での活躍促進 <b>重点施策</b>
		5 女性の職業能力の開発と就業のための支援 <b>女性活躍推進計画</b> <b>重点施策</b>
III 男女がともにいきいきと働ける 環境づくりと女性の活躍促進	(5) 女性や若者の就業支援	2 農業や商工自営業等における男女共同参画の推進 <b>女性活躍推進計画</b>
		3 若者の自立支援 <b>女性活躍推進計画</b>
		1 職場における男女共同参画の取組の促進 <b>女性活躍推進計画</b>
	(6) 職場における男女の均等な機会と待遇の確保と仕事と生活の調和の実現	2 ワーク・ライフ・バランスの推進 <b>女性活躍推進計画</b> <b>重点施策</b>
		3 仕事と子育て・介護等両立支援の充実 <b>女性活躍推進計画</b>
		1 身体とこころの健康に関する学習機会と情報の提供
IV 男女がともに健やかに安心して暮らせる 基盤づくり	(7) 生涯を通じての身体とこころの健康の保持・増進	2 生涯を通じての心身の健康づくり支援
	(8) あらゆる暴力を許さない環境づくり	1 DV施策に関する基本方針及び行動計画に沿った対策の推進
		2 暴力を許さない意識を醸成するための広報・啓発の充実 <b>重点施策</b>
		3 相談窓口の充実・連携
		4 女性や子どもにとって安全な環境づくり
		5 セクシュアル・ハラスメント*等の防止対策の強化
	(9) 困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境整備	1 高齢者、障がい者、在住外国人であること等により困難を抱える人々の安定した生活と社会参加のための支援
		2 ひとり親家庭への支援 <b>重点施策</b>

## 2 施策の方向・具体的施策・主な事業

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画を進めるための意識づくり

#### 施策の方向(1) 男女平等意識の浸透

##### 【具体的施策と主な事業】

##### (1)-1 男女平等・男女共同参画の考え方を浸透させるための広報・啓発活動の充実

男女平等意識や男女共同参画社会の形成の意義、そのために市民として果たす役割等について、子どもから高齢者に至るまでの幅広い層の市民一人ひとりに届くよう、効果的で親しみやすく、わかりやすい広報・啓発活動を行います。

特に、男性や若者、子育て世代に向けた広報・啓発活動に取り組みます。

No.	主な事業	事業内容	担当課
1	多様な媒体を活用した広報・啓発	「男女共同参画週間」「男女雇用機会均等月間」「人権週間」等、様々な機会をとらえて広報・啓発活動を強化することはもとより、男女共同参画広場情報誌やブログ、市ホームページ等を通して、より一層広く、事業内容等の周知を図ります。	人権政策課
		次代を担う子どもたち、男性、事業所に向けて、男女平等・男女共同参画についての理解を深めることができるよう、効果的な広報・啓発を充実します。	人権政策課 人権・地域教育課
		固定的な性別役割分担意識に基づく表現等を職員研修や表現ガイドラインを通してなくすように推進します。	秘書広聴課 人権政策課
2	男女共同参画に関する講演会や研修会の開催	地区別懇談会やかしはら出前講座等の機会を活用し、地域や事業所に対して男女平等や男女共同参画に関する正しい情報を提供します。	人権政策課 人権・地域教育課
3	市民との協働でつくる男女共同参画事業の推進	男女共同参画の考え方を浸透させるために市民及び市民活動団体等との協働による事業を推進します。	人権政策課

##### (1)-2 男女共同参画の視点での相談の充実

あらゆる相談窓口の対応については、性別による差別や人権侵害について敏感な視点を持ってあたります。そのために、相談員の資質の向上を図ります。また、市民の相談に的確に応えられるよう、相談窓口の周知・役割分担・連携を強化します。

No.	主な事業	事業内容	担当課
4	様々な相談窓口の充実	各相談窓口の役割を明確化し、利用しやすいように周知を図ります。	関係各課
		複合的な問題に適切に応えることができるよう、必要に応じて相談窓口の連携を図るしくみづくりをします。	関係各課
		相談者の気持ちを尊重しながら、相談者が持っている力を引き出し問題解決に向かえる相談ができるよう、様々な相談窓口担当者に向けた男女共同参画の視点に立った研修を充実します。	人権政策課

(1)-3 男女共同参画推進にかかる現状分析と情報の収集と提供

男女平等・男女共同参画施策を効果的に進めるために、継続的に調査・研究や情報収集・分析を行い、市民等にわかりやすい情報提供をします。また、庁内で実施する調査・研究や情報収集にあたっては、男女間の違いや格差の実態を把握し、施策に活かせるよう、できうるかぎり性別ごとのデータの表示・公開をします。

No.	主な事業	事業内容	担当課
5	男女共同参画に関する調査の実施	男女共同参画施策を進めるための基礎資料となるよう、男女共同参画に関する意識や実態、取組状況等について継続的に調査・分析を行います。	関係各課
6	性別ごとのデータの収集・提供	男女間の格差や不平等の実態を把握し、その解消を図るとともに、施策に役立てるため、性別ごとのデータを収集・提供します。	人権政策課
7	男女共同参画に関わる資料等の充実	男女共同参画広場や図書館等が連携し、男女共同参画に関する各種図書や児童図書、資料、DVD等を収集するとともに、資料展示等を実施し、それを広く市民に伝えるよう努めます。	人権・地域教育課 (図書館) 人権政策課

(1)-4 市職員の男女共同参画意識の向上 **重点施策**

施策に男女共同参画の視点を浸透させるためには、施策・事業を企画・運営する職員が男女平等・男女共同参画についての認識が十分であることが重要です。本市では、平成29年度に橿原市人材育成基本方針の見直しを行い、職員の個性を尊重した職場全体で職員を育てる風土づくりを進めています。

市役所が率先して男女平等・男女共同参画を推進し、市内事業所の規範となる男女共同参画の職場づくりを行っていきます。そのために、庁内の男女共同参画推進委員会の活性化を図るとともに、様々な機会を活用して男女平等・男女共同参画に関する広報・啓発活動、研修機会を提供します。また、様々な市民のニーズに応えるためには、多様な視点や発想で市民にサービスを提供することが重要であるため、性別に関わりなく働きやすい職場づくりを進めます。

No.	主な事業	事業内容	担当課
8	「橿原市人材育成基本方針」の推進	「橿原市人材育成基本方針」に基づき、男女がともに個性と能力を発揮し、いきいきと働くことができる職場づくりを推進します。	人事課
9	男女共同参画に関する研修等の充実	市職員・教職員が男女共同参画の視点に配慮した施策の推進を図れるよう、研修や啓発、情報提供を充実します。	人事課 人権政策課 人権・地域教育課

## 施策の方向（2）男女共同参画を進めるための教育・学習の推進

### 【具体的施策と主な事業】

#### （2）-1 学校・地域・家庭における男女平等や自立・職業意識を育む教育の推進

橿原市教育大綱のもと、学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女平等教育、将来を見通した自己形成をするためのキャリア教育を推進します。

子どもたちにとって初めての社会である家庭が、男女平等・男女共同参画の実践の場となるよう、子どもたちや若者、子育て中の市民に対して、家庭での仕事を家族で協力して行うことや、コミュニケーションをとることの大切さについて啓発・学習する機会を提供します。

No.	主な事業	事業内容	担当課
10	「橿原市人権教育の推進についての基本方針」（「人権教育推進計画」の作成）に基づく男女平等教育の推進	橿原市人権教育研究推進指定校・園等をモデルとして、男女平等教育を推進します。	人権・地域教育課
		橿原市人権教育講師団等を活用し、男女平等・人権尊重の浸透を図ります。	人権・地域教育課
		各学校・園での年度ごとの男女平等教育に関する取組状況を把握し、各校・園の実情を踏まえつつ、男女平等についての取組を充実します。	人権・地域教育課
		自尊感情を育むと同時に、他人の考えや多様な価値観を尊重することができる心を育みます。	学校教育課 人権・地域教育課
11	教職員等の研修の充実	生活指導、進路指導、教育相談等において、男女平等の視点に立った相談ができるよう、研修を充実します。	学校教育課
12	性別にとらわれないキャリア教育の実施	子どもたちが、社会人・職業人として自立していけるよう、年齢に応じたキャリア教育を推進します。	学校教育課 人権・地域教育課
		男女共同参画広場等の事業や活動を通して、市民活動団体と連携したキャリア教育を実施します。	人権政策課
13	家庭での男女平等・男女共同参画を実現するための家庭教育の推進	性別にとらわれない子育ての必要性について家庭教育学級等に働きかけ、家庭教育における男女平等・男女共同参画を学ぶための情報を提供します。	人権政策課 人権・地域教育課
14	貧困の連鎖を断ち切る等、親子が安心して生活できる環境づくり、子ども・若者の社会参加・自立支援	家庭の状況にかかわらず、子どもが基本的な生活習慣や自尊心・自立心等を身につけることができるよう、家庭における教育・学習に対する支援を行います。	こども未来課 学校教育課 人権・地域教育課



## (2)-2 多様な選択を可能にする学習機会の提供

「人生 100 年時代」を主体的にデザインできるよう、人生のどの時期においても、女性と男性が性別に関わりなく、いつでも、どこでも、学ぶ機会が得られるよう、様々な場で多様な学習機会の提供を推進します。

No	主な事業	事業内容	担当課
15	生涯学習に関する情報提供と学習機会の提供	人生のどの段階においても、社会・経済・雇用等の基本的なしくみや労働者としての権利や義務、消費生活に関わる課題について、男女を問わず生活者として必要となる技術や知識等を習得することのできる生涯学習を提供します。	市民協働課 人権政策課 人権・地域教育課
		様々な学習機会にだれもが参加しやすいように、一時保育の実施や開催日時・場所等の工夫をします。	人権政策課

## (2)-3 男性のエンパワメント支援 **重点施策**

ワーク・ライフ・バランスを図るための整備とともに、男性自身が、男性ゆえの過度の負担感を軽減し、仕事と生活のバランスのとれた充実した人生を送ることができるよう、学習機会や交流の場等の提供を充実します。

No	主な事業	事業内容	担当課
16	男性の意識改革の推進	商工会議所等と連携し、男性や事業主に対して育児や介護に関する情報提供を行います。	地域振興課 人権政策課
		男性職員に対して育児や介護に関する情報提供を行います。	人事課
17	男性の家庭生活、地域活動等への参画の促進	あらゆる層に向けて、男女共同参画広場での講座、事業所等への出前講座を通じて家庭生活や地域活動等への参加・参画を呼びかけます。	人権政策課
18	男性のネットワーク支援	若者、子育て中の父親、定年前後の男性、介護を担う男性等のネットワークづくりを支援します。	人権政策課 人権・地域教育課

**基本目標Ⅱ** 男女共同参画の推進による豊かな社会づくり  
 施策の方向(3) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

**【具体的施策と主な事業】**

**(3)-1 市審議会等への女性の参画促進** 重点施策

審議会等は、学識経験者や市民等が市の取組について審議、調査等を行う機関として重要です。その場に女性が参画することは、市民の半分を占める女性の意見が反映されることであるという認識のもと、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）として、女性委員の参画率30%達成や女性委員のいない審議会等をなくす取組を強化します。

また、様々な分野で活躍している女性の人材情報の収集・提供を行い、審議会等への登用を図ります。

No	主な事業	事業内容	担当課
19	橿原市審議会・行政委員会への女性の登用促進	「橿原市執行機関の附属機関に関する条例」「橿原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱」に基づき、女性の参画推進を図ります。	全課
20	男女共同参画の視点に立ったグループや女性リーダーの育成	女性リーダーの発掘や、男女共同参画に関する講座の開催を通じて女性リーダーの育成を推進し、審議会等への登用を推進します。	人権政策課
		講座やイベントの企画・運営等の実践的な活動を通じて、女性のエンパワメントの支援をします。	人権政策課

**(3)-2 市役所における政策・方針決定過程への女性の積極的登用** 重点施策

「橿原市女性職員活躍推進アクションプラン」「橿原市人材育成基本方針」にのっとり、目標値を設定しての女性の管理職率の向上、人事制度の充実、職場環境の整備等を進め、男女がともに能力と個性を發揮しながら、同等の職務を担えるよう、地域に合った行政運営を効果的かつ効率的に実施できる人材を育成していきます。

No	主な事業	事業内容	担当課
21	橿原市女性職員活躍推進アクションプランの推進	女性管理職員による相談体制の構築やマネジメント能力の向上を目的とした研修を実施することにより、女性の管理職への昇格試験受験割合を向上するように努めます。	人事課
		校長会等を通して女性の管理職昇格試験の受験を奨励し、受験割合の向上に努めます。	学校教育課
		女性職員の職域・職務拡大や管理監督職への登用について、理解が進むよう職員の意識の醸成を図ります。	人事課 学校教育課
		すべての職員の働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランスを推進します。特に、男性職員の育児休業、介護・看護休暇の取得率の向上をめざします。	人事課 人権政策課
		男女を問わず職員に対して「こころの健康相談室」の開設や職員カルテ等を実施し、各種相談体制の充実を図ります。	人事課

### (3)-3 事業所等における政策・方針決定過程への女性の参画促進

事業所や自治会等の地域活動団体、市民活動団体では、女性が活躍しているにもかかわらず、方針を決定する過程にいる女性は少ない場合が多く、男女の役割が偏っています。

平成28年度に実施した事業所調査では「女性社員の活用及び登用」について40%強が「重視している」と回答しています。事業所や各種活動団体等において、男女双方が方針決定過程へ参画することの重要性について啓発するとともに、女性の活躍推進に関する学習機会の提供等を行います。

No	主な事業	事業内容	担当課
22	男女共同参画の取組を推進する事業所や地域活動団体・市民活動団体との連携強化	市内事業所や地域活動団体・市民活動団体に対して、意思決定過程への女性の参画拡大を図るための啓発を推進します。	市民協働課 人権政策課
		男女平等や働き続けやすい職場づくりを推進している事業所や、男女共同参画を推進している地域活動団体・市民活動団体との連携を強化し、女性の方針決定過程への参画促進を図ります。	市民協働課 人権政策課
		地域活動や市民活動等で活躍している女性の発掘とともに、ネットワーク支援をします。また、地域活動等を通して女性リーダーの人材育成を促進します。	市民協働課 人権政策課

## 施策の方向(4) まちづくりにおける男女共同参画の推進

### 【具体的施策と主な事業】

#### (4)-1 地域活動における男女共同参画の推進

これまで訪れたことのない市民が気軽に立ち寄り、また、参加・参画できるよう、かしはらナビプラザに関する広報を充実するとともに、ニーズに即した事業を展開します。

特に、参加意向があるにもかかわらず、現実には地域活動に参加できていない男性や若年層が参加・参画できるよう支援を進めます。

No.	主な事業	事業内容	担当課
23	市民活動団体や市民の交流、自主的な活動の場の提供	市民が主体的に運営し、交流、情報収集・交換、企画等ができるように支援します。	市民協働課 人権政策課
		女性の芸術や文化、ものづくり等の表現活動を支援します。	人権政策課
24	地域活動における男女共同参画の推進	「地域リーダー養成講座」を充実します。	人権政策課
		地域の課題解決や実践的活動の好事例等の情報収集・提供を充実します。	人権政策課
		男女共同参画の視点に立った地域活動が行われるよう、地域活動団体・市民活動団体等と連携します。	市民協働課 人権政策課



(4)-2 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

貴重な歴史遺産を有する本市においては、観光事業への取組は重要です。男女共同参画の視点に考慮しながら、観光振興を進めます。

また、観光ボランティア等では、女性を含めた多世代の市民との協働を進めます。

No.	主な事業	事業内容	担当課
25	男女共同参画の視点に立った観光事業の推進	固定的な性別役割分担意識に基づく表現について検証します。	観光政策課
		男女共同参画の視点に立った観光ボランティアガイド育成事業への支援をします。	観光政策課

(4)-3 防災における男女共同参画の推進

市民意識調査の結果を基礎資料とし、被災時や復興段階における男女のニーズの違いに着目し、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立します。また、地域の防災において女性の力を活用するための取組を進めます。

No.	主な事業	事業内容	担当課
26	男女共同参画の視点に配慮した「地域防災計画」「防災マニュアル」の立案と推進	橿原市防災会議等、防災に関する方針決定過程への女性の参画を促進します。	危機管理課
		地域防災計画や各種防災マニュアル、避難所マニュアルに、女性や高齢者、障がい者、外国人、子ども、乳幼児のいる家族等への視点が反映されるよう取り組みます。	危機管理課
27	男女共同参画の視点に立った自主防災組織の運営	自主防災組織の方針決定過程への女性の参画を促進します。	危機管理課
		女性等が防災力をつける機会を充実します。	危機管理課
		緊急時において固定的な性別役割分担意識にとらわれず行動ができるよう、平時から男女が協力した地域活動の啓発を進めます。	危機管理課 人権政策課
28	女性消防団の取組の充実と活動の周知	女性消防団員の活動を充実するとともに、その活動についての周知を図ります。	危機管理課

(4)-4 女性の地域活動・市民活動等での活躍促進 **重点施策**

女性の活躍の場は就労の場に限ったことではなく、地域の中での活躍もあります。地域活動や市民活動、学習等、「何かを始めてみたい」、でも、どうすればいいかわからない女性がはじめの一步を踏み出せるよう、気軽に必要な情報を収集するための情報提供を充実します。また、男女共同参画広場等においては女性がエンパワメントできる様々な学習機会を提供し、地域でのリーダーとなる人材、市政への参画のできる人材の育成に取り組みます。

No.	主な事業	事業内容	担当課
29	女性の様々なチャレンジに関する情報提供と講座の開催	様々なチャレンジに関する情報を収集し、多様な媒体を通じて情報提供をします。	人権政策課
		男女共同参画広場、公民館等において様々な講座を開催します。	人権政策課 中央公民館
30	男女共同参画の視点に立ったグループや女性リーダーの育成	審議会等への市民参画を促進するため、講座、研修機会を提供し、女性の人材を育成します。	人権政策課
		様々な分野で活躍する女性の発掘のため、市内事業所や各種団体、大学等との連携を推進します。	地域振興課 市民協働課 人権政策課
		講座やイベントの企画・運営等の実践的な活動を通して、女性のエンパワメントの支援をします。	人権政策課
		ロールモデル*の活動事例等について情報提供を行います。	人権政策課
31	女性リーダーのネットワーク支援	市内事業所や地域活動団体・市民活動団体等で活躍する女性リーダーをつなぐネットワーク支援をします。	地域振興課 市民協働課 人権政策課

**基本目標Ⅲ** 男女がともにいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍促進  
**施策の方向(5) 女性や若者の就業支援**

**【具体的施策と主な事業】**

**(5)-1 女性の職業能力の開発と就業のための支援** **重点施策**

働くことは、将来を通じて経済的に自立でき、自分らしく生きることにつながります。女性が職住近接で働けるよう、市内事業所への就職や継続就業の支援、並びにキャリア教育や再就職支援セミナーの実施に取り組みます。

また、市内事業所に対して、男女間の賃金格差や昇任等における男女のアンバランスの是正等について働きかけます。

No	主な事業	事業内容	担当課
32	仕事情報や労働相談・就職相談の周知	橿原市ふるさとハローワークと連携し、仕事情報の提供や労働相談・就職相談を充実します。	地域振興課
33	女性の再就職・転職支援	女性の再就職準備相談やマザーズコーナー（ハローワーク大和高田内）の周知をするとともに、合同企業説明会の開催や再就職・転職支援講座の開催等を行います。	地域振興課 人権政策課
34	多様な就業意向に応じた支援の充実	非正規の雇用環境の向上及びキャリアアップができるよう働きかけについての事業所への働きかけを行います。	地域振興課
		女性、若者、シニア起業家支援融資等の情報提供を充実します。	地域振興課
35	労働に関する法律・制度の周知徹底	職場における男女平等を図るため、男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の最新の改正情報の提供や啓発活動を行います。	地域振興課

**(5)-2 農業や商工自営業等における男女共同参画の推進**

農業や商工業に従事する女性や起業した女性たちがそれぞれの能力を十分に発揮して地域ビジネスの展開や新産業の創出を図れるよう、情報提供等の支援をします。

No	主な事業	事業内容	担当課
36	女性の就農者の養成	農業を営む女性に対して様々な支援をします。	農政課
37	6次産業化等にチャレンジする女性の支援	消費者との交流等においての女性の活躍推進を図るとともに、「6次産業化」を推進する女性の起業活動等の支援をします。	農政課 地域振興課
38	女性起業家への支援	女性起業家育成のための支援をします。	地域振興課 人権政策課

(5)-3 若者の自立支援

無業の若者の自立支援を社会的課題として位置づけ、早期からのキャリア教育や困難を抱える若者への就業支援の充実を図ります。中でも、女性の場合、10代の妊娠・出産によって教育機会と就労機会を同時に奪われ、キャリアや能力開発の積み重ねができずに人生を通して不利な状況になる場合や、「家事手伝い」の形で潜在化しやすいことを考慮し、就業支援を推進します。

No.	主な事業	事業内容	担当課
39	若い女性のための自立就業支援	若い女性の自立のための相談会の周知並びに充実を図ります。また、就労移行支援機関等と連携し、心身の健康面からの支援を行います。	地域振興課

施策の方向(6) 職場における男女の均等な機会と待遇の確保と  
仕事と生活の調和の実現

【具体的施策と主な事業】

(6)-1 職場における男女共同参画の取組の促進

事業所に対して、「男女雇用機会均等法」を踏まえた男女の均等な機会及び待遇の確保の実現や、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進等による男女間格差の是正、男女間賃金格差解消等の重要性についての啓発活動や相談窓口等を充実します。

男女にとって働きやすい職場づくりが企業の成長につながると、積極的に取組を進めている事業所があります。こうした事例を紹介しながら、職場において女性と男性が対等なパートナーとして能力を発揮できるような職場づくりへの啓発活動に取り組みます。

No.	主な事業	事業内容	担当課
40	事業所における男女平等や女性の活躍推進に関する働きかけの強化	「平成28年度事業所調査」等を活用した男女がともに働きやすい職場づくりのための啓発活動を充実します。	人権政策課
		企業内人権教育推進協議会や商工会議所等と連携を図り、事業所に対してセクシュアル・ハラスメント防止等、働きやすい職場づくりに対する情報提供や研修を実施します。	地域振興課
		「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」登録への勧奨とともに、登録している市内事業所間での情報交換を行い、事業所同士の連携を深め、取組を進める事業所の増加を図ります。	地域振興課 人権政策課
		女性の活躍推進や男女が働きやすい職場づくりに積極的に取り組む市内事業所を先進事例として紹介します。	地域振興課 人権政策課

(6)-2 ワーク・ライフ・バランスの推進 **重点施策**

ワーク・ライフ・バランスの実現の取組は、労働者一人ひとりの生活にゆとりと豊かさをもたらすと同時に、企業にとっては、業務の効率化や従業員の定着、有能な人材の確保、企業イメージの向上等につながるという取組のメリットについて、事業所に周知します。

その上で、長時間労働を前提とした働き方の見直しや短時間勤務や在宅勤務等のライフスタイルに応じた多様な働き方の提案、育児・介護休業制度の定着促進等、ワーク・ライフ・バランスの実現のための情報提供や支援を行います。

No.	主な事業	事業内容	担当課
41	仕事と育児・介護の両立に関する法律・制度の周知と職場環境づくりの支援	市内事業所等に対し、奈良県育児休業取得促進事業補助金交付事業等、育児・介護休業制度の定着やフレックスタイム制*等、柔軟な働き方の普及についての啓発や情報提供を推進します。	地域振興課 人権政策課
		市内事業所に対して、「一般事業主行動計画」「女性活躍推進計画」策定に向け周知啓発をします。	地域振興課 人権政策課
		ワーク・ライフ・バランスの実現のための中小企業向け雇用・労働関係助成金の情報提供並びに助成金申請に関する情報提供を行います。	地域振興課
42	市役所のワーク・ライフ・バランスの推進	「橿原市特定事業主行動計画」に沿って、市役所のワーク・ライフ・バランスを推進します。	人事課 人権政策課

(6)-3 仕事と子育て・介護等両立支援の充実

待機児童の解消に向けた整備や、ニーズに合った保育サービスを提供し、だれもが安心して子育てをしながら、仕事や地域活動に参画することのできる環境整備を進めます。

男女を問わず介護・介助者が仕事と介護を両立できるよう、介護や福祉に関する支援の情報提供を充実します。

No.	主な事業	事業内容	担当課
43	子育て支援の充実	幼稚園や保育所、認定こども園で質の高い教育・保育を提供します。保育を必要とする児童のニーズは高く、待機児童の解消に努めます。	こども未来課
		幼稚園や保育所、認定こども園の一時預かり事業・病児保育事業等、多様なニーズに対応した子育てと仕事の両立支援を行います。	こども未来課
		地域子育て支援拠点事業（ファミリーサポート事業を含む）の充実を図ります。	子ども家庭相談室
		働く親を支援する放課後児童クラブを充実します。	人権・地域教育課
44	介護保険事業等の情報提供の充実	男女共同参画の視点に立って「橿原市地域福祉推進計画」を推進します。	福祉総務課
		障がい者等が生活する上で直面する様々な課題に対し、福祉サービス等の適切な情報提供をします。	障がい福祉課
		介護保険制度に関する情報提供をします。	長寿介護課
		男女共同参画の視点に配慮して、民生委員・児童委員を中心とした地域福祉活動に取り組みます。	福祉総務課



**基本目標Ⅳ** 男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり  
**施策の方向(7)** 生涯を通じての身体とこころの健康の保持・増進

**【具体的施策と主な事業】**

**(7)-1 身体とこころの健康に関する学習機会と情報の提供**

男女が思春期、成人期、更年期、高齢期等の人生の段階に応じて、的確に自己管理ができるよう、健康の保持増進に向けた相談、啓発活動や健康指導、スポーツを通じた健康づくり、食育の推進等に関する情報提供や教室の開催等、総合的な支援を進めます。

No.	主な事業	事業内容	担当課
45	人生の段階に応じた健康診査や検診の実施	各種健康診査や検診への受診を促します。	健康増進課 保険年金課
46	健康手帳の普及	生涯を通じて、自分の健康は自分で適切に管理できるよう、健康手帳の普及を図るとともに、正確な知識や情報、学習機会の提供を充実します。	健康増進課
47	健康づくりについての各種教室の開催	老若男女がいつでもだれでも参加できるよう、健康づくりについての各種教室を充実し、参加への呼びかけに努めます。	長寿介護課 健康増進課 保険年金課
48	性差医療の考え方に基づいた相談の実施や心身の健康維持支援	性差を踏まえた心身の健康維持や生活習慣病予防等に向けた情報提供や健康相談を行います。	健康増進課
		男女の生活環境等の違いを踏まえた、心身の健康維持のための総合的な支援を実施します。	健康増進課

**(7)-2 生涯を通じての心身の健康づくり支援**

女性の健康長寿を延伸させるためには、がんの予防や早期発見が重要であることから、乳がん、子宮頸がん検診の受診を働きかけます。

家庭や学校教育の場で発達段階に応じた性に関する正しい知識についての教育を充実します。

また、薬物乱用、HIV感染・エイズ、性感染症、骨粗しょう症、受動喫煙等の健康を脅かす問題についてもそれぞれの情報や学習機会の提供を推進します。

No.	主な事業	事業内容	担当課
49	母性保護に関する施策の充実	妊婦健康診査等、妊娠・出産期における健康支援を充実します。	健康増進課
50	女性特有のがん検診の推進	乳がん、子宮頸がん検診の重要性について意識づけを行うとともに、検診を受けやすいよう環境を整えます。	健康増進課
51	性に関する教育の充実	学校教育の中で、年齢に応じた性教育を推進します。	学校教育課 人権・地域教育課
		多様な性のあり方や性的マイノリティへの理解を深めるための啓発・教育を推進します。	人権政策課 学校教育課 人権・地域教育課

52	健康を脅かす問題についての学習機会の提供	子どもの成長の段階を踏まえ、思春期の人工妊娠中絶やHIV感染症を含む性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒等について正しい知識を身につけ、適切な行動がとれるよう、学習機会の提供や指導に努めます。	学校教育課
----	----------------------	---	-------

## 施策の方向(8)あらゆる暴力を許さない環境づくり

### 【具体的施策と主な事業】

#### (8)-1 DV施策に関する基本方針及び行動計画に沿った対策の推進

「橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画（第2次）」を策定し、DV根絶に向けて、被害者の立場に立った切れ目のない支援を実施します。

No.	主な事業	事業内容	担当課
53	DV施策に関する基本方針及び行動計画に沿った対策の推進	「橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画（第2次）改訂版」（P24～29）	人権政策課

#### (8)-2 暴力を許さない意識を醸成するための広報・啓発の充実 **重点施策**

女性に対する暴力についての正しい認識や対処法の普及、いかなる暴力も許さないという意識の醸成を図るとともに、幼少期から暴力によらない問題解決能力を育む保育・教育を進めます。

No.	主な事業	事業内容	担当課
54	暴力を許さない意識を醸成するための広報・啓発の充実	多様な媒体を通じて広報・啓発活動に努めます。	人権政策課
		暴力が起こる背景や問題性等の認識を深める講座等を実施します。	人権政策課 子ども家庭相談室 長寿介護課 障がい福祉課
		暴力によらない問題解決能力を身につける保育や教育を推進します。	人権政策課 こども未来課 学校教育課 人権・地域教育課

#### (8)-3 相談窓口の充実・連携

本市では多様な相談窓口を設け、様々な市民からの相談に応じています。しかし、女性に対する暴力に関する相談窓口についての認識が低いことを踏まえ、これまで以上に周知に努め、未然防止の段階から保護・支援までの幅広い相談に応じられるよう充実します。

また、市民にとっては身近な相談窓口駆け込むことが多いことから、どの窓口で相談があった場合でも同様の対応ができるよう、相談にあたる者の人権に関する意識や女性に対する暴力についての知識を高めるとともに、関係各課や警察等との連携の強化を図ります。



No.	主な事業	事業内容	担当課
55	相談窓口の周知	市広報誌やリーフレット、市ホームページ等を通じて、女性に対する暴力に関する相談窓口の周知を図ります。	人権政策課
56	相談マニュアルの作成	すべての窓口で同一の対応ができるよう、女性に対する暴力についての相談対応マニュアルを作成し、共有します。	人権政策課
57	関係機関との連携強化	多様な女性に対する暴力に対応するため、庁内各課はもとより、警察、奈良県中央こども家庭相談センター、病院等との連携を図ります。	関係各課

#### (8)-4 女性や子どもにとって安全な環境づくり

ゲームソフトやインターネット上における過激な性・暴力表現や、パソコンや携帯電話のインターネット接続を介しての性犯罪が潜在化、深刻化しています。女性や子どもの人権を守るという視点での啓発活動・学習機会の提供を行います。地域が女性や若者、子どもにとって安全であるために、暴力等の防止に焦点をあてた総合的な取組を進めます。

No.	主な事業	事業内容	担当課
58	女性や子ども等を犯罪から守る活動の推進	地域や関係機関等と連携し、地域の実情に応じた取組を進め、安全確保や意識啓発等、防犯の取組を充実します。	市民協働課 人権政策課
		性の商品化に関する知識を広め、地域との連携のもとで青少年の健全育成を阻害する有害環境の浄化に努めます。	人権政策課 人権・地域教育課

#### (8)-5 セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化

事業所や地域活動、教育の場等、様々な場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、継続的に啓発、取組を進めます。

マタニティ・ハラスメント\*やパタニティ・ハラスメント\*等、妊娠・出産にまつわるハラスメントの防止についても事業所への働きかけを行います。

No.	主な事業	事業内容	担当課
59	事業所におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止啓発	セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについて必要な対策をとることは事業主の義務であることを周知徹底します。	地域振興課 人権政策課
		事業所が効果的な対策に積極的に取り組めるよう、学習機会の提供を行います。	地域振興課 人権政策課
60	学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実	教職員に対して「橿原市スクール・セクハラ*防止ガイドライン」の周知徹底を図ります。	学校教育課 人権・地域教育課
		子どもたちが、自分が受けている行為がスクール・セクハラだと気づき、適切な相談ができるよう、スクール・セクハラについての啓発活動並びに相談体制の充実・広報をします。	学校教育課 人権・地域教育課

## 施策の方向(9) 困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境整備

### 【具体的施策と主な事業】

#### (9)-1 高齢者、障がい者、在住外国人であること等により困難を抱える人々の安定した生活と社会参加のための支援

高齢者、障がい者、在住外国人、性的マイノリティ等であることで困難を抱える人々が、生活上の困難や就労等についてどこに相談すればよいのか迷うことがないように、相談窓口の周知を図ります。

また、どのようなことでも安心して相談できるよう、相談に関わる者の質の向上並びに連携等の整備を進めます。

No.	主な事業	事業内容	担当課
61	困難な状況にある人々についての理解の促進	高齢者、障がい者、在住外国人、性的マイノリティの人等が安心して暮らせるよう、啓発活動や学習機会の提供を図ります。	人権政策課
		生活の困難を抱えていたり、虐待等を受けている高齢者等に対し、地域での見守り等のしくみを充実します。	福祉総務課 長寿介護課
62	仕事情報の収集と提供	高齢者、障がい者等の仕事・住居・生活支援に関する情報や相談窓口の周知を図ります。	福祉総務課 障がい福祉課 長寿介護課
		ハローワークと連携し合同企業説明会等、企業と求人者のマッチングを充実します。	地域振興課 人権政策課
		「就労移行支援機関等の相談」「女性の再就職準備相談」の相談窓口の周知を図ります。	地域振興課 人権政策課
63	高齢者、障がい者等の社会参加の促進	高齢者や障がい者の多様な経験や能力が地域活動や市民活動等に活かせるよう支援をします。	障がい福祉課 長寿介護課
		関係機関等と連携して障がい者の自立支援に努めます。	障がい福祉課
64	在住外国人への支援の充実	在住外国人が利用しやすいように多言語で相談できるよう通訳事業を実施します。	企画政策課
		各学校に配置された携帯型翻訳端末を活用し、在住外国人との意思疎通を密に図るとともに、学校教育の充実を目指す。	学校教育課
		在住外国人が安心して暮らせるよう、多言語による情報提供を行います。	企画政策課 広報広聴課 人権政策課
		災害時緊急情報を含めた防災情報等を多言語で発信します。	企画政策課 危機管理課
		日本語学習の支援を充実します。	中央公民館

(9)ー2 ひとり親家庭への支援 **重点施策**

貧困等生活上の困難な状況に置かれたひとり親家庭に対して、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援等、また貧困等の次世代への連鎖を断ち切るための学習支援等、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援を行います。

No	主な事業	事業内容	担当課
65	ひとり親家庭支援事業の充実	子育て・生活支援、就業支援等に関する情報や相談窓口について周知を強化します。また貧困等の次世代への連鎖を断ち切るための学習支援等を行います。	福祉総務課 こども未来課 学校教育課
		ひとり親家庭やステップファミリー等が安心して暮らせるよう、啓発活動や学習機会の提供を図ります。	人権政策課
66	養育費の確保のための情報提供	養育費は子どもの権利であり、養育費を確保するための相談窓口の周知を図ります。	福祉総務課 こども未来課

**檀原市**  
**配偶者からの暴力の防止**  
**及び被害者の保護等のための**  
**施策の実施に関する基本計画**  
**（第2次）改訂版**

## 第1章 計画の内容

### 具体的施策(1) 暴力根絶の意識づくりと、DVについての正しい理解の普及

国においては、毎年11月12日から25日（25日は女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の週間と定め、運動のシンボルであるパープルリボンを活用した様々な啓発活動を展開しています。

本市においても、週間事業を開催するとともに、様々な公共機関等に「DV防止啓発リーフレット」を設置したり、男女共同参画広場情報誌や市広報誌、市ホームページ等でもDVについての解説や相談窓口の情報提供をしています。

しかし、「平成28年度市民意識調査」では、DVを女性に対する人権侵害として認識している割合は女性53.4%・男性54.4%で半数を超える程度です。また、DVの内容の認知については、身体的・性的・経済的な暴力に関してはDVという認識はたかいものの、精神的暴力に対する認識が低くなっています。DVとはどういうものかを正しく理解されていないのが実情です。

DV被害者の中には、自分の受けている行為をDVとは気づかなかつたり、「相談するほどのことでもないから」と我慢したりすることで、潜在化し支援につながらず、深刻化する場合があります。また、DV被害者の大半は家族や親族等、身近な人に相談しています。DVの未然防止・根絶のためには、DV被害者やその周りの人も含めて市民一人ひとりがDVについて正しく理解し、DVは夫婦げんかではなく重大な人権侵害であるという認識の上で、DV被害への支援に関する情報を社会全体で共有することが重要です。

これまで以上に様々な機会を通じて、DV根絶のための啓発活動を行います。特に精神的暴力については認識されにくいことに留意して啓発を進めます。

#### 【主な事業】

No.	主な事業	事業内容	担当課
1	DV被害者への情報提供の充実	DVの被害者が、自分が受けている行為がDVであると認識でき、また、相談や自立に向けた行動を起こすことで、様々な公的な支援につながるようなDVに関する情報提供を行います。	人権政策課
2	市民等への普及啓発	DV防止法の趣旨や制度、DVについての理解を深めることができるよう、内閣府が定めた「女性に対する暴力をなくす運動期間」に合わせて暴力防止キャンペーンを実施します。	人権政策課
		市広報誌や市ホームページ等の様々な広報媒体の活用や、リーフレット、カード等を作成し、DVの理解や相談窓口の周知のための普及啓発に努めます。	人権政策課
		DVやデートDVの理解と根絶に向けた講座を開催します。	人権政策課

### 具体的施策(2) 子どものときからの男女平等教育と人権教育の推進

子どもの頃から、自尊感情を持ち、自分も相手も大切にすることができる気持ちを育むための教育を進めます。また、デートDVについて、子どもたちや保護者、教育関係者への啓発を進めます。

#### 【主な事業】

No	主な事業	事業内容	担当課
3	子どもへの人権教育の推進	学校等において、子どもたちが自分自身の人権を大切にすると同時に、他者への思いやりを育むことができる教育や学習を推進します。	人権・地域教育課
4	デートDVに関する若年層への啓発・学習機会の提供	学校教育を通じて、デートDVに関する啓発や学習機会の提供を積極的に実施します。	人権政策課 学校教育課 人権・地域教育課
5	保育・教育に携わる職員、保護者への研修	幼稚園、保育所、認定こども園、学校等が、DVや児童虐待を発見する重要な役割を担っているという意識を高められるよう、保育士や教育関係者等に対し、継続的な研修を行うとともに、保護者に対して学習機会を提供します。	こども未来課 学校教育課 人権・地域教育課

### 具体的施策(3) 安心して相談できる体制の充実

本市においては、男女共同参画に関連する相談窓口として、「女性による女性のための面接相談」「女性相談員による電話相談」「子育て女性の就職相談」「犯罪被害者支援相談」「人権相談」等、様々な相談事業を展開しています。

DV被害者やその支援者がためらうことなく相談窓口を利用できるよう、周知を工夫するとともに、二次被害が発生しないよう、相談に関わる者の資質の向上を図ります。

また、各相談窓口での相談が離婚や子育て相談等であっても、その根底にDVがある場合もあることから、各相談窓口の担当者がDVに関する知識を持ち、敏感な視点での対応ができるように研修を充実します。

#### 【主な事業】

No.	主な事業	事業内容	担当課
6	相談窓口の周知	市広報誌や市ホームページ等で相談窓口に関する情報を周知します。	人権政策課
		相談機関の案内リーフレットやカードを作成し、女性が立ち寄りそうな場所に設置します。	人権政策課
7	相談体制の充実	相談者のプライバシーを守るとともに、相談者及び相談員の安全確保を図ります。	人権政策課 障がい福祉課 長寿介護課 子ども家庭相談室
		地域の相談窓口となる民生委員・児童委員等に対し、DVに関する情報提供や研修を実施し、資質の向上に努めます。	福祉総務課



		DV被害者からの相談に適切に対応できるよう、関係課共有の対応マニュアルを作成します。	人権政策課
		高齢者や障がい者、在住外国人等、様々な困難を抱えるDV被害者のニーズに応じた相談体制の整備を検討します。	人権政策課 障がい福祉課 長寿介護課
8	信頼できる相談員等の育成	問題解決に向けた適切な助言ができるとともに、被害者の置かれている状況や配偶者等からの暴力そのものに対する理解不足から、不適切な対応をし、被害者に対して二次的被害を与えることのないような対応をするため、相談窓口や手続きの担当者への研修を実施します。	人権政策課 障がい福祉課 長寿介護課 子ども家庭相談室
9	他機関相談窓口との連携強化	関係機関の相談先との連携を強化し、DV対応のネットワークを広げます。	人権政策課 障がい福祉課 長寿介護課 子ども家庭相談室
10	男性被害者からの相談対応の検討	男性からのDV被害の相談に対応するため、先進事例等を参考に、相談体制を整備します。	人権政策課

#### 具体的施策（4）DV被害者の安全確保と一時保護支援

緊急の一時保護においては、速やかに被害者及び同伴する家族を加害者から保護し、安全を確保することが必要です。

本市においては、緊急的な保護が必要な場合には、被害者本人の意思に基づいて一時保護へつなぐ支援を行っており、高齢者や障がいのあるDV被害者についても各担当課が速やかに、関係各課・関係機関と連携して対応します。

##### 【主な事業】

No	主な事業	事業内容	担当課
11	被害者の安全確保の徹底	DV対応マニュアルに沿って、各担当課が連携しながら被害者の安全確保に向けた取組を充実します。	人権政策課
		緊急に被害者の保護が必要となった場合、安全で安心して保護を受けられるよう、奈良県中央子ども家庭相談センターや警察等の関係機関と連携しながら、一時保護につなぎます。	人権政策課 障がい福祉課 長寿介護課 子ども家庭相談室
		被害者の個人情報の適切な管理と保護等の周知徹底を図ります。	関係各課
		夜間の対応に関しては、奈良県中央子ども家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）や警察、民間支援団体との連携を強化します。	人権政策課 障がい福祉課 長寿介護課 子ども家庭相談室



### 具体的施策（5）DV被害者の自立に向けた支援

DV被害者が自立して生活しようとする際には、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、多くの問題を一時期に抱え、同時に、様々な手続きが必要になってきます。DV被害者一人ひとりの状況に応じて、課題解決に関わる部署や関係機関が連携し、きめ細やかな自立支援に努めます。また、支援にあたっては、様々な手続きを円滑に進め、DV被害者の負担を減らすよう努めます。

#### 【主な事業】

No.	主な事業	事業内容	担当課
12	生活基盤を整えるための支援	DV被害者の自立生活に向けた安全の確保、精神的安定のための継続的支援を行います。	人権政策課 障がい福祉課 長寿介護課 こども家庭相談室
		ハローワーク等と連携し、就業支援を行います。	人権政策課 障がい福祉課
		地域で生活しているDV被害者の相談を実施し、継続的なフォローを行います。	人権政策課 福祉総務課 障がい福祉課 長寿介護課 こども家庭相談室
13	関連制度の活用支援	住民票の写し等の交付を制限する手続き等について申出を受け付けます。	市民窓口課
14	在住外国人、高齢者、障がい者等への支援	外国語によるDV相談情報の提供とともに、在住外国人の被害者については、電話や面接による相談及び通訳事業等を行います。	人権政策課
		高齢や障がいのあるDV被害者については、関係課と連携し、対応できる施設の情報提供をします。	人権政策課 障がい福祉課 長寿介護課

## 具体的施策(6) DV被害者の子どもに対する支援

家庭は、子どもたちにとって安全で安心できる所です。しかし、その家庭でDVがある場合、その中で育った子どもたちへの身体的、精神的な影響は計り知れないものがあります。

暴力や暴言を目撃することによって、子どもたちは恐怖や極端な緊張を強いられ、健全な成長から疎外されます。また、DVのある家庭で育った子どもには、「暴力は許される」「暴力を振るわれても堪えなければならない」等の概念が刷り込まれ、子ども自身が加害者や被害者となり、次の世代へと連鎖することも考えられます。子どもに対する暴力被害を防止するためには、子ども自身のエンパワメントとともに、子どもを守る立場である大人に対して子どもの権利に関する啓発や学習を充実し、地域での見守りネットワークが重要になります。また、子どもへのDV被害の予防や支援の充実を図ります。

### 【主な事業】

No.	主な事業	事業内容	担当課
15	あらゆる場面での早期発見	健診や育児相談、幼稚園・保育所・認定こども園・学校現場等、様々な機会を通してDVの発見に努めます。	福祉総務課 健康増進課 こども未来課 学校教育課
		身近な相談者である民生委員・児童委員と連携します。	福祉総務課 健康増進課 こども未来課 学校教育課
16	子どもへの支援	DVと児童虐待の関連についての啓発を行います。	人権政策課 子ども家庭相談室
		児童虐待等の問題を抱える家庭に対して、家庭児童指導員等と連携し、相談を行います。	人権政策課 子ども家庭相談室

# 資料

## 檜原市男女共同参画推進条例

平成18年3月31日条例第4号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則(第1条~第8条)

#### 第2章 基本的施策(第9条~第17条)

#### 第3章 檜原市男女共同参画審議会(第18条)

#### 附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。そして、男女平等の実現に向けて、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准するとともに、男女共同参画社会基本法が制定されるなど、様々な取組が行われています。

私たちのまち檜原市には、万葉集にうたわれた名勝大和三山、日本で初めての本格的な都城として造られ、国家の基盤となる大宝律令が編さんされた藤原京など、貴重な歴史的・文化的な遺産が数多くあります。このように歴史豊かな檜原市は、市民一人ひとりが思いやりの心を持ち、性別にとらわれず、すべての人の人権が尊重され、その個性と能力を発揮できる心豊かなまちを目指しています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は、依然として根強く残っています。さらに、少子高齢化、情報化、国際化など社会経済情勢が急速に大きく変化していく中で、性別にかかわらず生き生きと暮らせる社会づくりには、なお、多くの課題があります。

このような状況を踏まえ、男女平等の視点に立ち、男女が、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で対等に参画し、ともに責任を分かち合う社会を実現し、次世代へとつなげていくために、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者を不快にさせ、その者の就業関係その他の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、配偶者であった者、パートナーその他親密な関係にある者に対する身体的、性的、精神的又は経済的暴力をいう。
- (5) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (7) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担や慣行にとらわれることなく、社会における活動を自由に選択できるよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の活動において、対等に参画し、両立できること。
- (5) 男女が、互いの性及び身体的特徴を理解し、妊娠、出産等、性と生殖に関して自己決定が尊重され、かつ、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自ら率先し、市民、事業者及び教育関係者並びに国及び他の地方公共団体等と連携し、取り組まなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、自ら積極的に男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進することができ体制の整備に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、その教育を行う過程において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

## 第2章 基本的施策

### (行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本となる計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民、事業者及び教育関係者の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、第18条に規定する檀原市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

### (調査研究)

第11条 市は、男女共同参画に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

### (附属機関等の委員の構成)

第12条 市は、附属機関等の委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講じるよう努めなければならない。

### (市民等の活動に対する支援)

第13条 市は、市民、事業者及び教育関係者における男女共同参画の推進についての自主的な活動に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援の実施に努めるものとする。

### (家庭生活と他の活動との両立支援)

第14条 市は、男女が共に家庭生活における活動と他の活動とを両立できるよう必要な支援の実施に努めるものとする。

### (相談への対応)

第15条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談を受けたときは、関係行政機関と連携し、解決に努めなければならない。

### (広報活動及び啓発)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関し、必要な広報活動を行い、その啓発に努めるものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、行動計画に基づいた施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3章 檀原市男女共同参画審議会

(審議会)

第18条 市長の附属機関として、檀原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、審議し、答申する。

(1) 第9条第2項の規定により市長から意見を求められた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に必要な事項

3 審議会は、市長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。

4 審議会の委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4満であってはならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、市長が規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年3月に策定された男女共同参画かしはらプランは、第9条第1項の規定により策定された計画とみなす。



# 男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号

## 目次

## 前文

## 第一章 総則(第一条—第十二条)

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

## 第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

## 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下  
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組  
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進めら  
れてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我  
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、  
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、  
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮するこ  
とができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題とな  
っている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現  
を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位  
置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社  
会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが  
重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念  
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方  
公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する  
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制  
定する。

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会  
経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を  
実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会  
の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団  
体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同  
参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事  
項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総  
合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意  
義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成  
員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野にお  
ける活動に参画する機会が確保され、もって男女が均  
等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受す  
ることができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成す  
ることをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の  
格差を改善するため必要な範囲内において、男女のい

ずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること  
をいう。

## (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として  
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的  
取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮す  
る機会が確保されることその他の男女の人権が尊重さ  
れることを旨として、行われなければならない。

## (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に  
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担  
等を反映して、男女の社会における活動の選択に対し  
て中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画  
社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに  
かんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会に  
おける活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中  
立なものとするように配慮されなければならない。

## (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対  
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政  
策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共  
同して参画する機会が確保されることを旨として、行わ  
れなければならない。

## (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男  
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家  
族の介護その他の家庭生活における活動について家族  
の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以  
外の活動を行うことができるようにすることを旨として、  
行われなければならない。

## (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会に  
おける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、  
男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わ  
れなければならない。

## (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参  
画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」  
という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進  
に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を  
総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)



第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の

形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支

援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

#### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

#### (経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

#### 附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

#### (委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、

当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

十二から五十八まで 略

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

(以下略)



## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)  
最終改正:令和四年六月一七日法律第六八号

### 目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)
- 第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)
- 第四章 保護命令(第十条—第二十二条)
- 第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)
- 第五章の二 補則(第二十八条の二)
- 第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下  
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向け  
た取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含  
む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済  
が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者から  
の暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立  
が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、  
個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実  
現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を  
保護するための施策を講ずることが必要である。このこと  
は、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会  
における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自  
立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力  
の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定す  
る。

### 第一章 総則 (定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配  
偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻  
撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以  
下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす  
言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体  
に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身  
体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又  
はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶  
者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等  
を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を  
受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていな  
いが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、  
「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関  
係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様  
の事情に入ることを含むものとする。

### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防  
止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、そ  
の適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣  
及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項にお  
いて「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止  
及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方  
針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において  
「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第  
一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基  
本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関  
する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた  
めの施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保  
護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよう  
とするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しな  
なければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したとき  
は、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府  
県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保  
護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下こ  
の条において「都道府県基本計画」という。)を定めな  
なければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定め  
るものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関  
する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた  
めの施策の実施内容に関する事項

- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。 )は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勧案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被

害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者



からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止す

るため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者か

ら受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求め



られた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消し

たときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、そ

の正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
-----	-----	---



第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討

が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものとの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日



二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定  
平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 略

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

[検討等]

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [前略]附則[中略]第三十八条の規定 公布の日

二~四 略

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

[令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の

法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号抄)

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法[刑法等の一部を改正する法律=令和四年六月法律第六七号]施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 略

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

最終改正:令和四年六月一七日法律第六八号

### 目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
  - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
  - 第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
  - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
  - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
- 第五章 雑則(第三十条—第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)
- 附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

##### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員と

しての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

##### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

##### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

#### 第二章 基本方針等

##### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
  - 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
  - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
  - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。  
(都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勧案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勧案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
  - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

##### （一般事業主行動計画の策定等）

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勧案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。



8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。  
(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。  
(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に

関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生



- 活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。
- (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
- (職業指導等の措置等)
- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (財政上の措置等)
- 第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- (国等からの受注機会の増大)
- 第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受

- 注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。
- (啓発活動)
- 第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。
- (情報の収集、整理及び提供)
- 第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
- (協議会)
- 第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- (秘密保持義務)
- 第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

### 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則[平成二九年三月三十一日法律第一四号抄]  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 [略]

四 [前略]附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

五 [略]

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則[令和元年六月五日法律第二四号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

[令和元年一二月政令一七四号により、令和二・六・一から施行]

一 [前略]附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

[令和元年一二月政令一七四号により、令和四・四・一から施行]

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則[令和四年三月三十一日法律第一二号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [前略]附則第二十八条の規定 公布の日

二 [略]

三 [前略]附則[中略]第二十四条[中略]の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

[令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

Ⅰ この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律=令和四年六月法律第六七号〕施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕



## 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成三十年五月二十三日号外法律第二十八号)

最終改正:令和三年六月一六日法律第六七号

## (目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(以下「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

## (基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

## (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条に

おいて単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

## (政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

## (法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

## (実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

## (啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

## (環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

## (性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るととも

に、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔令和三年六月一六日法律第六七号〕

この法律は、公布の日から施行する。

## 男女共同参画に関する年表(2018年以降)

西暦 (年号)	世界	国	奈良県	橿原市
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立</li> <li>・「セクシャルハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定</li> <li>・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「橿原市男女共同参画行動計画(第3次)」策定</li> </ul>
2019年 (令和元年)	・G20大阪首脳宣言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性活躍推進に関する意識調査」実施</li> </ul>	
2020年 (令和2年)	・第64回国連婦人の地位委員会(北京+25) (ニューヨーク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「少子化社会対策大綱」策定</li> <li>・「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申</li> <li>・「第5次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>		
2021年 (令和3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女でつくる幸せあふれる奈良県計画(第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画)」策定</li> </ul>	
2022年 (令和4年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正</li> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正</li> </ul>		
2023年 (令和5年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・「橿原市男女共同参画行動計画(第3次)改訂版」策定</li> </ul>

じぶんらしく 輝く かしはらプラン(改訂版)  
檀原市男女共同参画行動計画(第3次)改訂版  
檀原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画(第2次)改訂版  
2023年(令和5年)3月

---

発行 檀原市 企画戦略部 人権政策課  
〒634-0804 檀原市内膳町1丁目6-8  
TEL 0744-21-1090 Fax 0744-47-2351